

土地の所在

高松市多肥上町字北原189-4、195-6、195-9の一部  
高松市多肥上町字松ノ内1054-2、1054-3、1069-1、  
1069-2、1069-4、1069-5、1069-6  
及び地先農道・水路、市道

# 土地利用計画図

開発許可  
年月日

令和  
年  
月  
日

申請者

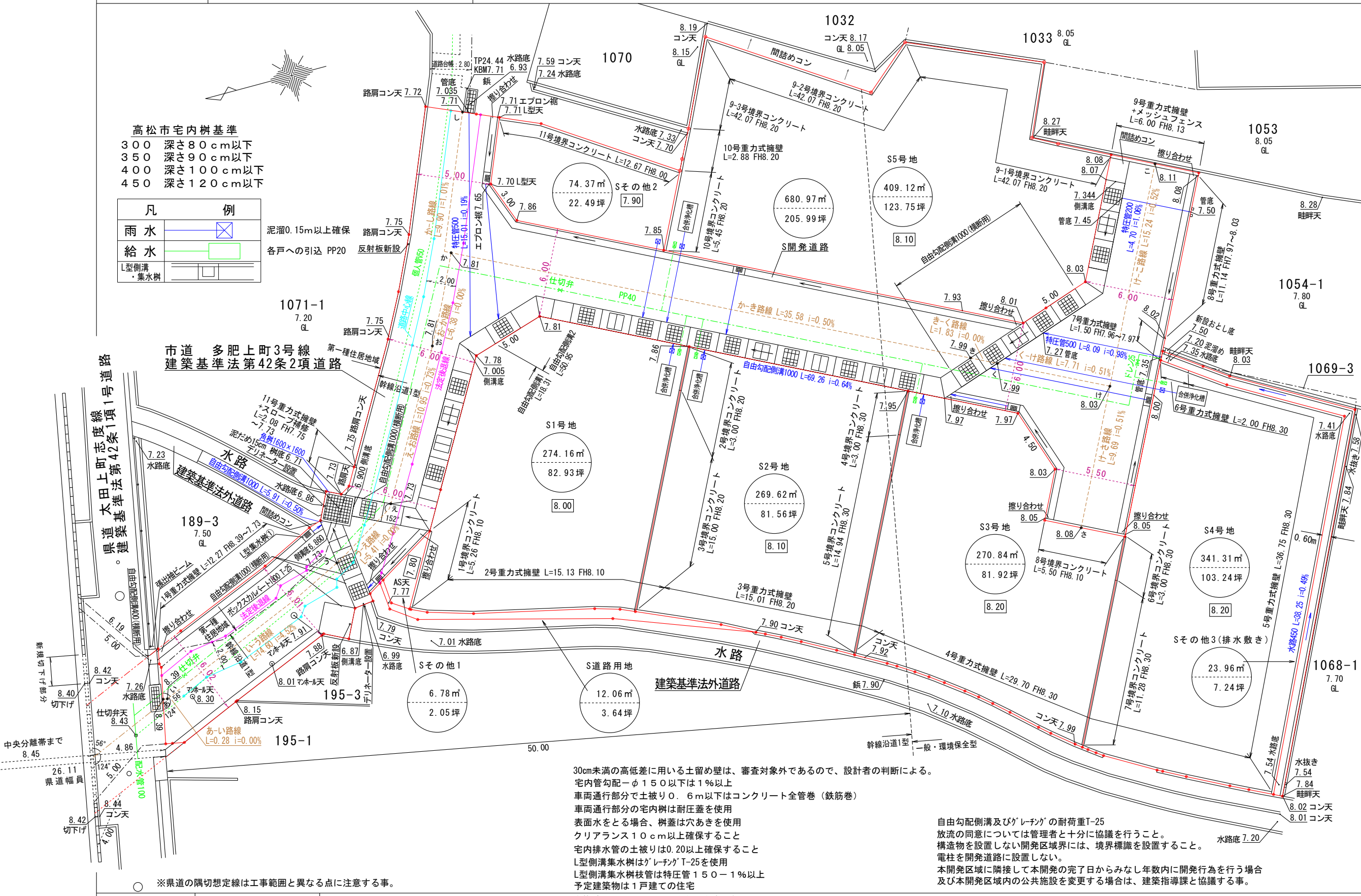
一般社団法人フロムファースト  
代表理事 愉快な仲間達  
佐野 力

作成者  
住所・氏名

高松市春日町1643番地9  
行政書士 石井 正志

高松市宅内樹基準  
300 深さ80cm以下  
350 深さ90cm以下  
400 深さ100cm以下  
450 深さ120cm以下

凡	例
雨水	
給水	
L型側溝	
集水樹	



30cm未満の高低差に用いる土留め壁は、審査対象外であるので、設計者の判断による。  
 宅内管勾配φ150以下は1%以上  
 車両通行部分で土被り0.6m以下はコンクリート全管巻（鉄筋巻）  
 車両通行部分の宅内樹は耐圧蓋を使用  
 表面水をとる場合、樹蓋は穴あきを使用  
 クリアランス10cm以上確保すること  
 宅内排水管の土被りは0.20以上確保すること  
 L型側溝集水樹はグレーチングT-25を使用  
 L型側溝集水樹枝管は特圧管150-1%以上  
 予定建築物は1戸建ての住宅

自由勾配側溝及びグレーチングの耐荷重T-25  
 放流の同意については管理者と十分に協議を行うこと。  
 構造物を設置しない開発区域界には、境界標識を設置すること。  
 電柱を開発道路に設置しない。  
 本開発区域に隣接して本開発の完了日からみなし数年内に開発行為を行う場合  
 及び本開発区域内の公共施設を変更する場合は、建築指導課と協議する事。

\* 開発に関する協議は  
 最終樹から一次放流先のみを協議するものである。  
 (施工業者の皆様へ) 施工前に地下埋設物の調査を行ってください。  
 施工にあたり技術的な問題がある場合は協議して指示を受ける事  
 施工時には必ず浄化槽設置等の必要手続きを行ってください

縮尺 1/250

※県道の隅切想定線は工事範囲と異なる点に注意する事。